



市立中学校の令和8年度学校給食費について

岡山市教育委員会

平素から、岡山市の学校給食にご理解を賜りありがとうございます。

市立中学校・義務教育学校（高等部）における令和8年度学校給食費について、以下のとおりお知らせします。適正な学校給食運営のため、期限内納付にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 学校給食費の単価について

保護者の皆様にお支払いいただく学校給食費は、学校給食に使用する食材料費相当額となります。

なお、岡山市では物価高騰等への対応として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、学校給食費の保護者負担軽減を図るため支援を実施しています。令和8年度も同交付金を活用した支援を実施することで、保護者の皆様の負担額を令和6年度と同額まで軽減します。

【令和8年度学校給食費負担額】

区分	1食あたりの負担額
中学校・義務教育学校（高等部）の生徒	377円
【参考】中学校・義務教育学校（高等部）の教職員等	454円



2. 学校給食費の1期あたりの納付額（目安）と納期限について

学校給食費の納付額は、学校・学年ごとの予定喫食数に応じた年間予定納付額（単価×予定喫食数）を設定し、それを年10回（期）に分けて納めていただくことになります。

【1期あたりの納付額（目安）】

区分	予定喫食数	1期あたりの納付額（目安）（※）
中学校・義務教育学校（高等部）の生徒	187回	7,050円程度

※記載の予定喫食数における納付額であり、実際の納付額は学校・学年ごとの予定喫食数により異なります。

学校・学年ごとの予定喫食数を決定後、「学校給食費決定通知書」にて実際の納付額を通知いたします。

【納期限】

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限（※） （口座振替日）	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	1月4日	1月末	2月末	3月末

※金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日が納期限になります。

3. 学校給食費決定通知書について

6月中旬に、年間納付額を記載した「学校給食費決定通知書」を、お子様ごとに送付（※）します。送付方法は以下のとおりです。

A. 口座振替登録及び保護者ポータルサイトつばさ（岡山市学校給食用）での申込みが完了している方

→ポータルサイトマイページの通知書ボックスへ配信します。（配信完了後に、順次お知らせの電子メールをお送りします。）

B. 上記A以外の方

→ご自宅へ郵送します。



～学校給食費に関するお問い合わせ先～

岡山市教育委員会事務局 学校教育部

保健体育課学校給食係（学校給食費担当）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

TEL：086-803-1556（平日8:30～17:15）

※給食停止や扶助制度等の事由により保護者様への請求がない場合、決定通知書は送付されませんので、ご了承ください。

【裏面「市立中学校の学校給食について」もご覧ください】

市立中学校の学校給食について

岡山市教育委員会

岡山市では、市立小学校・中学校・義務教育学校において給食を提供しています。(一部を除く。) 友だちと一緒に準備をして、マナーを守りながら食事をし、協力して後片付けをするという一連の活動の中で、友だちを思いやる気持ちや食べることの大切さなどを学びます。

お子様の健やかな成長を目指し、多様な食材を使って、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食を提供しますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

岡山市が作成した基本献立に基づき、市内共通の献立を提供しています。

学校給食を通して「食育」を推進しています。



地元産の安全な食材を優先的に使用しています。(地産地消)

一週間のうち、ごはん献立3回・めん献立1回・パン献立1回とバラエティに富んでいます。

1 給食を提供するために必要な経費

学校給食は、「学校給食法」という法律によって、学校教育の一環として実施しています。この法律には、学校給食を円滑に運営するため経費の負担について明記されており、設置者である自治体が負担する経費(調理場施設・設備の整備費、人件費、消耗品費等)と、保護者が負担すべき経費があります。(岡山市においては、食材料費のみを保護者様にご負担いただいています。)

2 学校給食費納付のお願い

学校給食の食材は、保護者の皆様から納付いただく学校給食費で購入しています。未納がある場合、必要な食材を購入することが難しくなり、安全・安心で安定した学校給食の提供に支障が生じますので、学校給食費は納期限までに必ず納付いただきますようお願いします。

また、受益者負担の公平性の観点から、未納が続く世帯に対しては、文書による催告に加え、架電や訪問による催告や、法的措置を実施する場合があります。

なお、経済的な理由などにより納付が困難な方には、就学援助制度があります。詳しくは、学校から配付されるチラシ「令和8年度『就学援助申請』のお知らせ」をご覧ください。

3 学校給食の停止・開始手続き

連続5日以上(土日祝日などを除く)学校を欠席する際は、あらかじめ届出がある場合のみ学校給食を停止することができます。停止を希望される場合は、**必ず5日前(土日祝日を除く)の午後5時まで**に学級担任へ連絡してください。その後、学校から「学校給食変更届」が配付されますので、必要事項を記入の上、速やかに学校へ提出してください。**停止の届出がない場合は、食材準備の都合上、喫食の有無にかかわらず学校給食費をご負担いただくこととなるため、ご留意ください。**

また、年度途中に開始する場合や、転出する場合なども、手続きに同様の日数がかかりますので、わかり次第速やかに学級担任へお知らせください。

なお、お子様の在籍する学校・学年・組が非常災害や感染症予防に伴い臨時休業(学級閉鎖等)となり喫食できなかった場合は、その日数に応じて年度末に学校給食費を減額します。この場合の届出は不要です。ただし、個人単位の欠席・出席停止等は減額となりませんので、長引く場合は上記の停止の届出をしてください。

4 食物アレルギー対応について

食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供していますが、安全性を最優先にするため、弁当持参をお願いする場合があります。また、安全性確保のため原因食物の完全除去対応を原則としています。食物アレルギー対応の必要書類・詳細献立等については学校へお問い合わせください。

【表面「市立中学校の令和8年度学校給食費について」もご覧ください】